

米国現地源泉税関連情報提供に関する同意書

日本の金融商品取引所に上場する有価証券信託受益証券（以下、「JDR」という。）で、米国籍の外国ETFを受託有価証券（信託財産）とするJDRについては、その信託財産から分配金若しくは配当金を受領する場合、米国において30%の源泉税率が適用されています。

この場合、かかるJDRの受託者が米国歳入庁に対し本JDRの受益者に関する所定の情報を提供することで、日米租税条約上の軽減税率（10%）を適用することが可能となります。

つきましては、JDRの分配金若しくは配当金について上記の軽減税率（10%）の適用を希望するお客様は、下記の情報提供に関してのご同意をお願い致します。

私は、GMOクリック証券株式会社が、私が「米国籍の外国ETFを信託財産とする有価証券信託受益証券」を保有する場合において、その受託者である三菱UFJ信託銀行および米国歳入庁に対し、私に関する情報（氏名、住所、加入者口座コード、対象銘柄名、対象銘柄の保有口数、米国源泉適用税率）を提供することに同意します。

なお、当社は、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、個人情報を適切に取り扱い、三菱UFJ信託銀行および米国歳入庁に提供する目的及び当社の個人情報保護指針で定める利用目的以外の目的では利用いたしません。

<ご注意>

- ・本同意書は、軽減税率適用の手続きおよび関係法令・規則等の変更がない限り、一度ご同意いただければ、お取引の都度ご提出いただく必要はございません。
- ・同意確認後に権利確定する分配金についてからの適用となり、遡っての適用はできかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願い致します。